令和７年（フ）第７号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目22番46号　ハピネス札元301号
破産者　竹山　典志
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６２号
鹿児島県曽於市末吉町深川10025番地、前住所宮崎県都城市中原町10街区７号　パレス妻ケ丘303号室
破産者　立元　秀二
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第６４号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北1703番地リバーサイドたなか202号、前住所鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北1244番地
破産者　前田　　優
１　決定年月日　令和８年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第２３号
北海道室蘭市宮の森町１丁目11番15号
破産者　半澤　幸恵
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第６４号
北海道苫小牧市東開町４丁目10番25号、開始決定時の住所北海道苫小牧市新中野町１丁目12番18号　ツタージュＥ203号
破産者　川島　一希
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第２７号
秋田県鹿角市花輪字上花輪52番地２
破産者　種田　麻衣子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第３５３号
金沢市田上本町２丁目109番地１　ラヴィーヌ105号、従前の住所石川県小松市幸町２丁目97番地
破産者　四登　久嗣
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８８号
石川県野々市市扇が丘20番５号　メゾン辻202号
破産者　瀧野　直樹
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５９号
石川県野々市市新庄３丁目16番地
破産者　橋村　忠光
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３０６号
愛知県豊橋市前田南町二丁目15番地の８　リバーサイドマキノ101
破産者　浦田奈美子
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１４５号
滋賀県守山市守山四丁目12番13―202号、前住所長野県松本市大字島内3513番地14　アルプスウィンベル松島101
破産者　森田　　翔
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６６号
滋賀県大津市滋賀里一丁目３番25号
破産者　関塚　吾一
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６号
奈良県大和郡山市筒井町621番地１　成和苑東５号
破産者　兵頭スミヱ
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第５３号
広島県庄原市三日市町377番地２
破産者　小尻　　聡
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第２０号
山口県長門市東深川1567番地18
破産者　小林　　廉
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和７年（フ）第６２０号
熊本市東区西原１丁目10番14号　西原ドリームマンション101、住民票上の住所熊本市東区花立５丁目７番43号　オレンジハウス102
破産者　髙本　文浩
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５９号
熊本県宇土市神馬町148番地、開始決定時の住所熊本市北区龍田６丁目３番21号　ベアー立田205号
破産者　園田　将博
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１５９号
熊本市南区野田３丁目13番18号　サンライズ野田Ⅰ　101
破産者　大久保裕輔
１　決定年月日　令和８年８月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係